

ショートペーパー

公文書公開手続きの情報科教育法への活用

中山 泰一^{1,a)} 角田 博保¹

受付日 2015年7月25日, 再受付日 2015年12月23日,
採録日 2016年3月4日

概要: 共通教科「情報」の高等学校学習指導要領では、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」と規定されており、その内容の取扱いとして、「知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと」と記されている。一方、国、地方自治体、独立行政法人などの行政機関から情報を収集する意義や手続きについてはあまり扱われていない。本稿では、行政機関の公文書という生の情報を収集することは重要であるとの観点から、大学の教職科目の情報科教育法への公文書公開手続きの活用について、実践例とともに議論する。

キーワード: 情報教育, 教職課程, 公文書公開手続き

A Proposal to Apply the Procedure of Disclosing Administrative Documents into Teacher-training for Information Education

YASUICHI NAKAYAMA^{1,a)} HIROYASU KAKUDA¹

Received: July 25, 2015, Revised: December 23, 2015,
Accepted: March 4, 2016

Abstract: One of the purposes of the high school's official subject of the 'Information' is stated in the courses of study "to enable the students understand current situation of a flood of information disclosed and communicated within the society as well as the needs of protection of the information and the problems arising in the course of collection and emission of information including individual person's responsibility relating thereto". Despite the above description referring to the disclosure of information, we have not dealt with the process for the collecting information from the national and local governments or independent administrative institutions. In this paper, in light of our belief that collecting raw information from the government bodies is invaluable, we would like to discuss about the ways in which we utilize the public information disclosure system in our teacher-training program for information education.

Keywords: information education, teacher training, procedure of disclosing administrative documents

1. はじめに

現在、日本学術会議が策定中の「情報学の参照基準」[1], [2]では、「情報学は、情報によって世界に意味・価値を与え秩序をもたらすことを目的に、情報の創造・生成・収集・表現・記録・認識・分析・変換・伝達にかかわる原理と技術を探求する学問である」と定義している。

教育の課程において、自ら正しい情報を収集し、検討し、分析する能力を身につけさせることは大変重要である。その中でも、情報の「収集」能力を養成することには大きな意義がある。

信頼性のある情報を収集する能力を養成することは重要であり、その養成を具体的かつ効果的に実現するため、本稿では、情報教育において公文書公開手続きを活用することについて議論する。

インターネット上の情報は、多くの場合、他人の編集を経た情報であり、また、信ぴょう性についても、必ずしも検証しにくいという問題がある。これに対し、行政機関が

¹ 電気通信大学大学院情報理工学研究科
Graduate School of Informatics and Engineering, The University of Electro-Communications, Chofu, Tokyo 182-8585, Japan

^{a)} nakayama@uec.ac.jp

表 1 高等学校学習指導要領
Table 1 Curriculum guidelines of the 'Information'.

共通教科「情報」の学習指導要領 (2009年3月9日告示 [3])	普通教科「情報」の学習指導要領 (1999年3月29日告示 [4])
<p>第1 社会と情報</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 情報社会の課題と情報モラル</p> <p>ウ 情報社会における法と個人の責任</p> <p>多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(3)の…ウについては、知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと。</p>	<p>第3 情報C</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 情報の収集・発信と個人の責任</p> <p>ア 情報の公開・保護と個人の責任</p> <p>多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(3)のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようにする。</p>

保有する情報は、他人による評価を経ている生の情報であり、出所としても信頼性ある情報ということが出来る。

2013年度から実施されている共通教科「情報」の高等学校学習指導要領 [3] では、「情報社会における法と個人の責任」の項目で、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」と規定されており、その内容の取扱いとして、「知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと」と記されている (表 1)。「情報社会における法」には、公文書公開手続きに関するものが当然含まれると考えられるが、表現のうえで、情報の保護の重要性の方に力点が置かれたものとなっている*1。

また、開隆堂出版の「社会と情報」の教科書 [7] では、「知る権利と情報公開」について分かりやすく解説している (図 1)。国、地方自治体、企業などの公開情報を収集することが、教科内容に含まれるように配慮されている。

しかしながら、現状の情報教育は、情報の利用あるいは保護の重要性に関する教育に傾斜し、情報公開ならびに公開情報の収集については力点が置かれていない傾向がある。2003年度から2012年度まで実施されていた普通教科「情報」の旧学習指導要領 [4] では、「情報の公開・保護と個人の責任」の項目で規定されていた。2001年4月に情報公開法が施行されたことから、旧学習指導要領では公文書公開手続きに関する問題意識が現在よりも高かったと推測される。藤間ら [8] の調査結果によると、情報Cの教科書9種のうち5種で情報公開制度について扱っていた。それに対し、現在の学習指導要領では、情報公開は前面に出さ



図 1 「社会と情報」の教科書 [7]
Fig. 1 Textbook of the 'Information'.

れていない。もともと民主社会において、情報は公に流通するべきものであり、公に流通する情報は、市民が自ら収集して検証すべきものである、という視点に欠けている。

このような現状に対し、本稿は、教育の課程において、学生および生徒に情報収集手続きについて周知させ、実際に利用する方法を学ばせることは、健全な民主社会を担う賢明な市民として生きる力の育成につながるものであるとの主張のもとに、大学の教職科目である情報科教育法を履修する学生が公文書公開手続きを学び、その学生が高等学校の情報の教師となって高校生に公文書公開手続きを学ばせることについて、実践例とともに議論するものである。

以下、2章では、公文書公開手続きの概要について述べ、3章では、大学の教職科目の情報科教育法における公文書公開手続きを利用法について述べる。4章では、実際に、情報科教育法において学生が公開請求した事例と、得られた知見について紹介する。

*1 表 1 には、2003年度から2012年度まで実施されていた普通教科「情報」の旧学習指導要領 [4] も対比のため示した。なお、現在、中央教育審議会で、次期学習指導要領についての議論が始められている [5], [6]。

2. 公文書公開手続きの概要

公文書公開手続きは、1982年に山形県金山町が、1983年に神奈川県と埼玉県が、公文書公開手続きに関する条例を定めたのが先駆けで、現在では、すべての都道府県と、ほぼすべての市区町村で、情報公開条例が定められている。また、2001年の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）の施行により、国の公文書公開手続きが整備された。

公文書の公開を求めるには、行政機関に、公開請求書を提出する。公開請求書の様式は、ほとんどの行政機関で、ホームページに掲載されている。公開請求書は、公文書公開の担当窓口を持参するほか、郵送でも提出することができる。電子申請や、ファックスによる提出が認められている場合もある。実際に、3章以下で述べる事例において、公開請求書を公文書公開の担当窓口を持参したもの、電子申請によるもの、郵送もしくはファックスで提出したものがあつた。

多くの地方公共団体では、公文書公開の請求の時点では費用は発生しない。国や独立行政法人などに公文書公開を請求する場合、公開請求者が300円の手数料を支払う。行政機関が公文書の公開を決定し、公開請求者が公文書の写しの交付を受ける場合は、写しの費用を支払う。多くの行政機関では、1枚につき10円である。

行政機関は、公文書の公開が請求されると、法律もしくは条例で規定している非公開情報を除いて、公文書を公開することが義務付けられている。これは、情報公開の目的が、行政機関の内部処理の透明性を確保し、国民によるチェック機能を働かせることにあり、ひいては、民主社会の担い手である国民に正しく行政機関の保有する情報を提供することにより国民の知る権利に資することにあるためである。

また、行政機関が非公開と判断した情報について、公開請求者が不服がある場合には、救済を求めることができる。公文書公開手続きの特長として、不服申立てがされた場合、行政機関は第三者機関である情報公開審査会に諮問し、情報公開審査会の答申を尊重した判断をすることが義務付けられている。

行政機関に公文書の公開を請求する手続き、どのように公開非公開の判断がされるか、公開されなかったときの救済の手続きについては、文献[9]で紹介したので参照されたい。

なお、2011年4月には、公文書などの管理に関する法律（公文書管理法）が施行された。歴史的に重要とされる公文書は国立公文書館に永久保存することとしている。公文書管理の条例を制定している地方公共団体もある。博物館、図書館、文書館なども、市民の情報収集のための制度であり、活用しやすいように整備されるべきものである。

3. 情報科教育法における公文書公開手続きの利用

3.1 情報科教育法

情報科教育法は、大学において、高等学校の情報の教師を養成するための、教職課程の科目である[10],[11]。筆者らの大学では、必修科目の情報科教育法Iと、選択科目の情報科教育法IIが開講されている。

本稿で紹介する公文書公開手続きの利用は、情報科教育法IIにおける「社会と情報」のテーマの1つとして、2011年度から取り組んでいるものである。

3.2 公開請求する公文書の検討

2011年度の受講生KZ君を例として、公文書公開手続きを利用する手順を説明する。

まず、受講生全員に、「興味を持った記事、入手したい情報など」をいくつか考えてくるように、宿題を出した。次の授業時に、KZ君は、次の3つの記事に興味があると報告した。

- (1) 中学校のプールで、夏期休業期間中も水が出しっぱなしになっていたために損害が発生した件について、なぜ流出に気がつかなかったのかが気になる（読売新聞

公開請求書

年 月 日

(あて先) 松山市教育委員会 御中

請求者
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

連絡先
(電話番号等)

松山市民情報公開条例第6条の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

公開請求する行政情報の名称又は内容 (行政情報を特定するため、具体的な内容を記入してください。)	市立津田中学で夏休み中(7月20日頃~9月7日)、使っていないプールで水道水が出っぱなしになっていた件について、松山市教育委員会の対応が分かる文書		
希望する公開方法	文書 図画 写真	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	フィルム	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧(マイクロフィルムに限る。)	<input checked="" type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付(マイクロフィルムに限る。)
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付	<input checked="" type="checkbox"/> 複写したものの交付
郵送の希望	有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

【処理欄】(下の欄には記入しないでください。)

受付年月日 年 月 日	受付窓口	担当者印	主管課等	担当者印
----------------	------	------	------	------

(注) 1 該当する□印にチェックし、各欄に必要な事項を記入してください。
2 電磁的記録については、技術的な事情等により希望する公開方法による公開ができない場合があります。
3 郵送の希望欄は、写しの交付等を希望している場合に記入してください。

図 2 松山市への公開請求書

Fig. 2 Disclosure request to Matsuyama City.

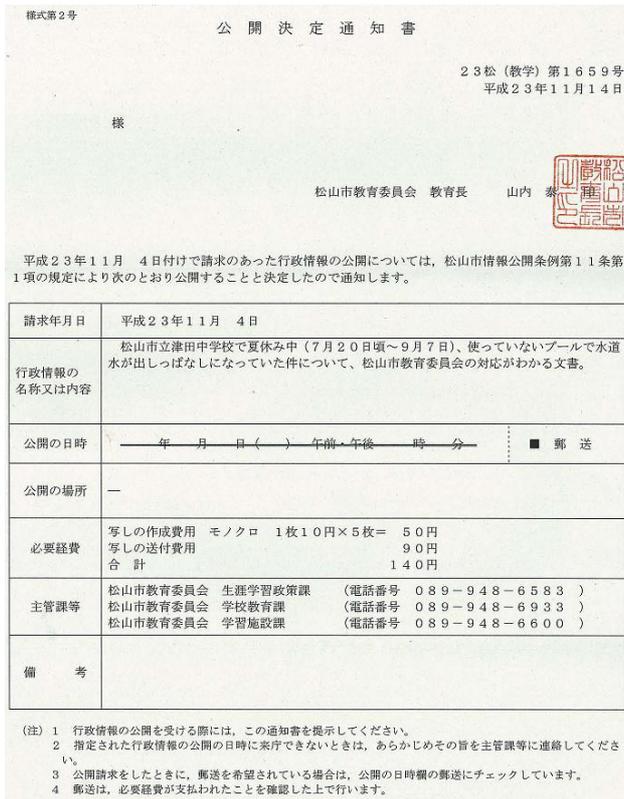


図 3 松山市の公開決定通知
Fig. 3 Disclosure decision of Matsuyama City.

2011年10月20日の記事より)。

- (2) 埼玉県職員給与の据え置きの件について、対象とする民間事業所はどのような事業所が選ばれたのかということ、被災地支援で派遣された警察官への特殊手当の金額が気になる(産経新聞2011年10月27日の記事より)。
- (3) 調布駅付近立体交差事業による再開の件について、京王に限らず調布市や東京都から、予算、収支、損益、賠償などの見積りやまちづくりのビジョンが知りたい(京王線連続立体交差事業について、工事や周辺の街の変わりゆく様子を写真などで記録し掲載しているサイトより)。

受講生全員で、上のどの記事について詳しい情報を収集するかを検討した。その結果、KZ君は、(1)の愛媛県松山市立津田中学校のプールで夏期休業期間中に水が出しっぱなしになっていた件を選んだ。

3.3 公文書の公開請求

受講生全員で、どの行政機関に公文書を公開請求すればよいかを検討した。公文書を保有していると考えられる松山市公営企業局と松山市教育委員会に公文書の公開請求を行うことにした。図2は松山市教育委員会への公開請求書である。

なお、公文書公開の担当窓口は、どちらも松山市総務部

学校プールにおける水道水流失事故について

I. 事実の検証

1. 発生事案
 - 発生箇所: 松山市立津田中学校プール(松山市北斎院町1106番地)
 - 発生日: 平成23年7月20日以降同年9月7日まで
 - 流失量: 約9,900㎡
 - 損失額: 約5,032,000円(上下水道料金)

2. 検証結果

プールの使用の無い夏季休業中ではあるが、施設管理している機械室内の注水バルブが長期にわたり開いていたことが原因であり、日常の点検等、学校現場の管理体制に不備があったといえる。
また、初期の段階で支払い担当課である教育委員会学習施設課からメーター検針の点検等指示されたにも関わらず対応が不十分で、発見が遅れ損失額を大きくしたことは人的ミスであった。
流水発見時など報告すべき内容が学校長をはじめ、関係者に連絡されなかったことは校内の報告・連絡体制が確立されていたとは言えず、管理職としての責任も免れない。

発生原因等の確認から今回の事実確認に至った経緯…【別紙1】

II. 関係職員の処分

教職員の処分については、決定権をもつ愛媛県教育委員会に10月19日に今回の事故報告書を提出し、10月28日に懲戒処分の内申を提出している。今後、処分が決定されれば公表されることになる。
また、教育委員会事務局としても適正な処分を検討している。

III. 再発防止策

1. 基本的な考え方

全学校間で適正な管理体制の共有化を図るとともに、学校現場と教育委員会事務局が連携し、再発防止策に取り組むなど組織的な対応を図る。

2. 事実の発生後の対応

今回発生した事故を受け、10月18日に各学校へ「学校プールにおける水道水流失事故について」の注意喚起文書を送付。…【別紙2】

3. 今後の対応

(1) 各学校における管理体制の確立

各学校において、プール等の学校施設の管理体制を再度確認し、管理者・担当者を明確にした上、学校職員全員で把握することとする。

図 4 松山市の公開文書

Fig. 4 Documents disclosed by Matsuyama City.

行政情報課である。

3.4 公文書の公開決定

公開の決定(図3)、写しの費用(50円の定額小為替)と送料(90円の切手)の送付、文書の公開(図4)まで、約3週間かかった。その間、KZ君にはそのつど、松山市の公文書公開の担当窓口とのやりとりについて、報告してもらった。

KZ君の最終的な報告は、図5のとおりである。報道だけでは分からなかった細かなことが分かり、得られた文書はKZ君の意にかなったものであった。KZ君は、後に情報公開について学習指導案を作成しており公文書公開を経験したことは役に立った、との感想を述べている。

4. 公文書を公開請求した事例

前章で述べた、KZ君の例のほか、3名の受講生(IM君、TN君、KD君)による公文書の公開請求の事例を紹介する。

なお、各受講生の行政機関とのやりとりの詳細、および、感想は、本稿を執筆するにあたり改めて調査して判明したものを含んでいる。

何を公開請求したか

愛媛県松山市立津田中学校で、今年（平成23年）の夏休みの間、使っていないプールで水道水が出っぱなしになり大損害が発生したというニュースを見た。

なぜ夏休みの間に誰も気が付かなかったのかと疑問に思い、この件の詳細についてわかる文書を松山市総務部行政情報課に行政情報の公開請求をした。

<公開請求した内容>

1. 水道サービス担当者が、水道料金が異常に高いと認知した経緯について
2. 市教育委員会のこの件に関する対応について

手続きの流れと公開請求後

1. 2011年11月4日金曜日、松山市は何人も情報公開が可能なので、松山市行政情報課に公開請求書を2通に一筆添えて、ファックスにて送信した。
2. 11月9日水曜日、松山市役所行政情報課より封書が届いた。公開請求書の受付確認であった。「請求日（平成23年11月4日）から起算して15日以内（平成23年11月18日まで）に公開請求にかかる行政情報の公開の可否等を決定する」とあった。
3. 11月17日木曜日、松山市教育委員会から公開決定通知書、松山市公営企業局管理部水道サービス課からは非公開決定通知書がそれぞれ届いた。学校と水道検針員、「双方のやりとりは口頭のみで行い、文書の作成はしていない」ため、「行政文書は不存在」だそうだった。
4. 11月18日金曜日、写しの交付に要する経費を事前に納付する必要があるということで、松山市総務部行政情報課に郵便書簡で一筆添えて郵送した。コピー代（10[円/枚]×5[枚]=50円）を定額小為替で、郵送料代（90円）を切手で、計140円を納付した。

文書の到着・公開請求の成果と感想

* 2011年11月24日木曜日、松山市行政情報課より、領収書兼精算書とともに、請求した文書が自宅に到着した。

1. 水道水流事故について、事実の検証・処分等・再発防止策の3つの項目に分けられて記述されている。
2. 事実の検証の項目では、管理体制の不備や人的ミス、管理職の責任について、別表を添えて事細かに説明されている。
3. 再発防止策の項目では、注意喚起文書を各学校に送付したこと、漏水防止マニュアルを作成すること等が記述されている。

<成果/感想>

1. 報道だけではわからなかった細かなことがわかった。誰がどのタイミングで注水バルブを開けてしまったのかが未解明であることがわかった。
2. 事後対応が行われていることを知り、大損害を出してしまったことに対し教育委員会としても厳粛に受け止めていることがわかった。

図 5 KZ 君の報告

Fig. 5 Mr. KZ's report.

4.1 IM 君の実例

IM 君は、熊本県に対して、馬刺しの冷凍処理に関する文書と国にあてた連絡などを、電子申請により請求した。

その後、担当部署から電話があり、情報公開を利用しなくても、すべての関係資料が提供可能ということで、情報提供という形となった。手数料、コピー代の請求もされなかった。

IM 君は、馬刺しの冷凍処理について国からどのような指示があり、どのように実施されているのかを知りたかったため、提供された公文書で十分に情報を入手することができた、情報公開請求の窓口が思っていたよりも身近である、実際に高校生に「情報」を教えるときにとても役に立つ、判断をするためには情報が必要であるから、情報を得る手段をより多く知っていることはより有利に生きていくためには大切な要素だと思う、との感想を述べている。



国鉄都第8号

許 可 状

川崎市市長 高橋 清 殿

平成13年4月20日付け12川交準第96号をもって申請のあった第一種鉄道事業については、許可する。

工事施行認可申請期限は、平成14年5月10日までとする。

平成13年5月11日

国土交通大臣 林 寛 子

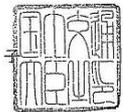


図 6 川崎市からの公開文書

Fig. 6 Documents disclosed by Kawasaki City.

4.2 TN 君の実例

TN 君は、川崎市に対して、次の公文書を公開請求した。

- A) 「川崎縦貫高速鉄道」に関して平成13年5月11日に、初期整備区画（新百合ヶ丘～宮前平～元住吉）について国土交通大臣より鉄道事業許可を取得したことが分かる書類。
- B) 「川崎縦貫高速鉄道」に関して平成15年6月16日に、5年程度着工を延期とする市の方針決定した経緯が分かる書類。

これらの公開請求書を、担当窓口である川崎市公文書館に提出した。2週間ほどしてから、A) については全部公開の決定がされ、「平成13年5月11日付、初期整備区画（新百合ヶ丘～宮前平～元住吉）について国土交通大臣から川崎市長あての許可状」の公開を受けた（図6）。

しかしながら、B) については、非公開の決定がされた。非公開の理由は、「対象公文書が存在しない。川崎市のホームページに着工延期の決定に至ったアンケート結果をまとめたページがあるので参照して欲しい」というものであった。

TN 君は、そのアンケートの生データなどが得られれば良いと思っていたので、公開請求の結果は、意にかなわなかった、関連する公文書の名前なども分からなかったので、再度請求しても開示されない可能性が高かったと思うとの感想を述べている。

表 2 受講者の感想
Table 2 Students' comments.

KZ 君	IM 君	TN 君	KD 君
得られた情報は自分の意にかなったものだった。 実際に情報公開で指導案を作成したので、高校生に指導する際には、良い材料だと思う。	情報公開請求の窓口が思ったよりも身近である。 高校生に「情報」を教える時にとっても役に立つと思う。 判断をするためには情報が必要であるから、情報を得る手段をより多く知っていることはより有利に生きていくためには大切な要素だと思う。 行政に関して知る手段として、話題を広げられそうである。	高校生に「情報」を教える時に役に立つとは思いますが、高校生自体に情報開示請求をさせるのは無理。「開示請求するとうなるよ。」と成功例と失敗例を1つずつ例示すれば十分だと思う。 教科書でどの分野になるか覚えてはいませんが、普段開示されていない情報を見る方法のひとつとして知らせると良いかと思う。	類似案件の探索と主張の根拠・証拠準備の大切さ、楽しく色々と考えて調べることの大切さがわかった。 情報の手に入れ方のひとつとしてある程度意味があり、法律に則った手続きを体験できるため、日常生活にはない楽しみになりつつ学べる点が多いとは思う。

4.3 KD 君の実例

KD 君は、国立大学法人に対して、平成 21, 22, 23 年度に開講されたすべての授業科目の成績評価の人数分布を示す文書の公開を請求した。公開請求書は、担当窓口へ提出し、その翌々日に 300 円の手数料を出納部署に支払っている。公開請求の結果、非公開の決定がされた。その理由は、公開請求の対象公文書を作成しておらず、保有していないというものであった。

本稿を執筆するにあたり改めて調査したところ、情報科教育法 II の授業期間が終わった後にも、KD 君と行政機関とのやりとりがされていたことが分かった。

KD 君は、非公開の決定に対して、不服申立てを行い、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、同審査会に公文書を公開すべきとする意見書を提出していた。その結果、同審査会から、対象公文書の範囲を広げて公開すべきなどの答申 [12], [13] を得ることができ、行政機関から改めて公開決定がされ、公文書の公開を受けていた。

公文書公開を経験することは役に立つかについては、実践的な情報収集の取扱いの 1 つとして意味があり、法律に則った手続きを体験できるため、学べる点が多いとの感想を述べている。

5. おわりに

本稿では、大学の教職科目の情報科教育法において公文書公開手続きを利用する方法について述べた。また、公文書公開手続きを利用した、いくつかの実例を紹介した。

図 2 に示したとおり、公開請求書には記載内容も少なく、学生にも簡単に書けるものである。その後の行政機関とのやりとり、手数料や送料の送付なども、学生に十分に対応できるものである。

前章までに述べた事例において、受講生らの感想は、表 2 に示すとおり、おおむね好評であり、高校生に「情報」を教えるときに役立つというものであった。なお、高校生自体に公文書公開請求をさせるのは難しいので、教師が公文

書公開請求を行い、成功例と失敗例を 1 つずつ例示すればよいとする感想もあった。

前章の実例としては紹介しなかったが、地元的高速道路建設に関する調査資料を見るため、実際に埼玉県庁まで足を運んで公文書公開請求をした受講生もいた。この受講生は、「環境アセスメント調査だけでも動植物の調査、住環境に関する調査など多くの詳細な資料を目の当たりにした、自分たちの住環境などがどのような利益・不利益を受けるのかを詳細に知るための手段を、誰でも利用できるというのは大切なことだと思う」との感想を述べている。

2011 年度から 2014 年度まで、12 名の学生が情報科教育法 II を受講した。公文書公開請求先の内訳は、国が 1 件、独立行政法人などが 1 件、道県が 4 件、市が 5 件、町が 1 件であった。

本稿のまとめに、公文書公開手続きを学ぶことの意義について、筆者らの考えを述べる。

情報収集方法として、インターネットを利用することが増えている。1 章で述べたように、インターネット上の情報は他人の編集を経た情報であり、信ぴょう性についても検証しにくい。これに対して、行政機関が保有する情報は、他人による評価を経ない生の情報であり、出所としても信頼性のある情報ということができる。

受講生らの感想にあるとおり、情報を得る手段を多く知っていることは、有利に生きていくために大切である。公文書公開手続きを実際に体験することにより、信頼できる情報を収集する手段を身につけることができる。さらに、法令に基づいた手続きを知ることができる。

前章までに示したように、公文書公開手続きは大学生で対応できる。大学の教職科目である情報科教育法において公文書公開手続きを学んだ学生が、高等学校の情報の教師となり、適切に授業計画を立案すれば、高校生に公文書公開手続きを実践させることもできると考えられる（なお、多数の類似の公開請求が出される危険性があり、教師がその危険性があることをふまえて授業計画を立案することは

必要である)。

教師が、知識として公文書公開手続きを知っているだけでなく、使えるスキルとして、身につけておくことができるとよい。必要な情報を求めるとき、いかにしてその情報が得られるように公開請求をするか(公開請求書を記述するか)、緻密に手続きすれば必要なものを得られることを示すことは、理系だけでなく、文系の生徒にとっても刺激になる。

このような実践教育を含む情報教育は有益であり、教師の卵を育てる情報科教育法で公文書公開手続きを体験するべきであると、筆者らは考えている。

謝辞 本稿の執筆に協力して下さった情報科教育法 II の受講生と、公文書公開手続きに携わる行政機関の方々に感謝します。

参考文献

- [1] 萩谷昌己: 情報学を定義する—情報学分野の参照基準, 情報処理, Vol.55, No.7, pp.734-743 (2014).
- [2] Hagiya, M.: Defining Informatics across Bun-kei and Rikei, *Journal of Information Processing*, Vol.23, No.4, pp.525-530 (2015).
- [3] 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 21 年 3 月 9 日告示第 34 号), 東山書房, ISBN978-4-8278-1478-1 (2009).
- [4] 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 11 年 3 月 29 日告示第 58 号), 国立印刷局, ISBN978-4-17-153522-6 (2007).
- [5] 中央教育審議会: 初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会配付資料, 入手先 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/
- [6] 中央教育審議会: 初等中等教育分科会教育課程部会情報ワーキンググループ配付資料, 入手先 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/059/
- [7] 本郷 健, 松原伸一ほか: 社会と情報, 開隆堂出版, ISBN978-4-304-08059-3 (2013).
- [8] 藤間 真, 志保田務, 谷本達哉, 西岡清統: 「情報」科目テキストにおける「情報公開制度」, 桃山学院大学人間科学, No.28, pp.121-139 (2004).
- [9] 中山泰一, 中山代志子: 公文書公開手続きの情報教育への活用, 人文・自然研究, No.4, pp.222-242 (2010).
- [10] 中野由章, 中山泰一: 高等学校情報科教員の現状—その問題点と我々にできること, 情報処理, Vol.55, No.8, pp.872-875 (2014).
- [11] 中山泰一, 中野由章, 角田博保, 久野 靖, 鈴木 貢, 和田勉, 萩谷昌己, 笈 捷彦: 高等学校情報科における教科担任の現状, 情報処理学会コンピュータと教育研究会報告, 2015-CE-131-11 (2015).
- [12] 情報公開・個人情報保護審査会: 平成 24 年度 (独情) 答申第 35 号, 入手先 <http://www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/h24-d01/d035.pdf>
- [13] 情報公開・個人情報保護審査会: 平成 25 年度 (独情) 答申第 32 号, 入手先 <http://www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/h25-d01/d032.pdf>

推薦文

本論文は、大学における情報科教育法の授業の一環として、受講学生が行政機関に対し知りたいと考える情報の公

開請求を行うという活動について報告している。情報科教育法の内容としてこのような活動を含めることの根拠は、共通教科「情報」の現行高等学校学習指導要領において、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」と記されていることにある。現行指導要領では情報の保護に重きを置いた表現となっているが、公的機関が持つ生の情報を請求することは、情報の取得にとどまらず、その正しさや保護について考えるよい題材である。本論文では実際に学生に課した課題や授業の進め方について報告しており、具体的な請求内容や進め方、行政機関とのやりとりについても述べている。これらの題材は、本論文の読者が授業やその他の機会において同様の活動を実施するうえで大変参考になるものである。また、このような活動を体験することで多くの学生・参加者が情報に関するより真剣な認識を持つことも期待できる。これらの点から、本論文は情報教育全般に関心のある読者に対し高い価値をもたらすものだとはいえる。

(論文誌「教育とコンピュータ」アドバイザー 久野 靖)



中山 泰一 (正会員)

1965 年生。1988 年東京大学工学部計数工学科卒業。1993 年同大学院工学系研究科情報工学専攻博士課程修了。博士 (工学)。同年電気通信大学情報工学科助手。現在、同大学院情報理工学研究科准教授。北陸先端科学技術大

学院大学教育連携客員准教授。オペレーティング・システム、並列処理、情報教育等に興味を持つ。情報処理学会論文誌編集委員会主査、論文誌「教育とコンピュータ」編集幹事、情報入試委員会幹事、教員免許更新講習 WG 幹事等を務める。2014 年度学会活動貢献賞受賞。電子情報通信学会、IEEE-CS 等の会員。本会シニア会員。



角田 博保 (正会員)

1974 年東京工業大学理学部情報科学科卒業。1976 年同大学院修士課程修了。1981 年同大学院博士課程単位取得退学。1982 年電気通信大学計算機科学科助手。1990 年同大学情報工学科講師、1992 年助教授、2007 年准教授、現在に至る。理学博士 (東京工業大学)。教育支援システム、ヒューマンコンピュータインタラクション、文字列処理等に興味を持つ。ACM、ヒューマンインタフェース学会各会員。本会シニア会員。